

海上運送法 事業区分一覧表

		貨物のみの運送 をするもの (旅客定員なし)	人の運送をするもの	
			旅客定員 1～12名	旅客定員 13名以上
一定の航路を定めているもの	定期運航	貨物定期航路事業 <small>(内航海運業法に基づく手続きを行っている場合を除く)</small> 内航貨物船 等	人の運送をする 貨物定期航路事業 海上タクシー 内航貨物船 等	一般旅客定期航路 事業 長距離フェリー 離島航路 等
	不定期運航	不定期航路事業 <small>(内航海運業法に基づく手続きを行っている場合を除く)</small> 内航貨物船 等	人の運送をする 不定期航路事業 小型クルーズ船 海上タクシー等	旅客不定期航路 事業 通船、遊覧船 クルーズ船 等
		航路不定のもの	不定期航路事業 <small>(内航海運業法に基づく手続きを行っている場合を除く)</small> 内航貨物船 等	人の運送をする 不定期航路事業 小型クルーズ船 等

人の運送をするものであって、旅客定員が13名以上の場合においても、輸送対象が「特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送」であれば、旅客定員が1～12名の場合と同じ手続きとなる。

海上運送法を適用しないもの

海上運送法は、次の船舶のみをもって営む海上運送事業には適用しない。

(人の運送を行わない場合)

- イ．総トン数5トン未満の船舶
(もっぱら湖、沼又は河川において営む事業の場合は、総トン数20トン未満の船舶)
- ロ．ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶

(人の運送を行う場合)

ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶